

「JR可部線電化延伸事業に係る環境影響評価準備書」について（答申案）

当審査会は、平成25年2月27日に、市長からJR可部線電化延伸事業に係る環境影響評価準備書について諮問を受け、これまで3回の審査を行った。

本事業は、「JR可部線活性化連携計画」に基づき、沿線地域の交通利便性の向上及び地域活性化を図ることを目的として、一旦、廃線となった路線を約1.6km電化延伸し、終端部と中間部に新駅を2箇所整備するものである。

本事業の特性や地域の特性に応じた環境保全措置や事後調査を確実に実施することにより、事業の実施に伴う環境への影響が可能な限り回避・低減され、周辺環境とのバランスがとれた事業となるよう、下記のとおり審査結果に基づく意見を述べる。

1 大気質について

工事の実施に伴って発生する粉じんについて、現況より数倍高い濃度レベルになると予測される地点があることから、周辺の大気環境への影響を最小限にとどめるため、環境保全措置を確実に実施すること。

2 騒音・振動について

(1) 列車の走行に伴って発生する騒音の予測に用いた列車速度と単発騒音暴露レベルの関係式について、出典及び関係式が適用できる速度の範囲を明らかにすること。

また、列車速度と単発騒音暴露レベルの関係について、ばらつきが大きいことから、準備書に記載したものとは異なる方法で騒音の予測を行い、環境保全措置を含めて再評価すること。

(2) 環境保全措置として示された新品の軌道材料の使用について、列車の騒音及び振動の低減効果を過去の実施事例等により明らかにすること。また、低減の効果が持続するよう、維持管理に努めること。

(3) 列車の騒音及び振動に関する事後調査については、昼間及び夜間の時間帯を対象として、環境への影響を適切に把握できる地点を選定して実施すること。また、事後調査の結果に基づいて、適切な環境保全措置を実施すること。

3 廃棄物について

古バラストについては、有害物質の含有がないことを確認したうえで、再利用を検討すること。

4 事後調査について

調査項目を選定した理由を明らかにすること。

5 その他

関係地域の住民等からの環境の保全に関する情報提供や苦情については、対応窓口を設けるとともに、誠意をもって対応すること。